

2025年3月17日

各位

会社名 株式会社ジーフット
代表者 代表取締役兼社長執行役員 木下 尚久
コード番号:2686
東証スタンダード市場・名証プレミアム市場
問合わせ先 経営企画・財務経理本部長 中村 好昭
電話番号 03-5566-8215

(補足事項)親会社からの財務支援による特別利益計上に関する
「支配株主との取引等に関する事項」について

当社は、2025年2月28日に公表いたしました「親会社からの財務支援による特別利益計上に関するお知らせ」につきまして、「支配株主との取引に関する事項」を下記のとおり補足いたします。

記

1. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオン株式会社（以下、「イオン」）からの財務支援の受領（以下、「本取引」）は、イオンが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が2024年5月22日に公表したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件の決定と同様に、市場相場に基づいた交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、取引内容及び取引条件が関連当事者ではない者との取引と同様であることが明白であり、かつ、重要でないものを除く取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。」と定めております。この点、当社は、本取引について、イオンからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記（2）及び（3）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

このような対応の結果、本取引は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本取引の公正性を担保するための措置として、イオンの従業員及びその子会社の取締役を兼務している取締役三浦隆司氏、イオンの出身者であり2024年3月末までイオンの子会社の取締役であった取締役熊谷直義氏及びイオンの従業員を兼務している監査役福田真氏は、本取引の審議及び決議に参加しておりません。また、下記（3）に記載のとおり、当社及びイオンから独立した社外取締役・監査役より本取引に関する意見を2025年2月28日当社取締役会にて取得しており、その詳細な内容についても同年3月5日に意見書で取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主によって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025年2月28日取締役会において、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（柴田昭久氏、川内由加氏）、社外監査役2名（石津卓氏、松浦由子氏）より、本取引の当社の2025年2月末日までの確実な債務超過解消による上場維持基準（純資産）への適合という目的に不合理な点は無く、財務支援を受けるための条件も付されていないことから、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見を取得しております。また、当社は補足的に、2025年3月5日付けで上記4名より、2025年2月28日取締役会で述べた意見の詳細として①本取引は既存株主の持分希薄化を引き起こすものではなく、当社の財務基盤を強化し事業構造改革を推進・実現させる株主の利益につながるものであり、財務支援を受けるための条件も付されていないこと、②取締役三浦隆司氏、取締役熊谷直義氏及び監査役福田真氏は支配株主であるイオンとの利益相反回避のために本取引を承認する審議及び決議に参加せず、独立役員が当社及びイオンからの独立性を確保した上で本取引の妥当性を検討するといった公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図られていることから、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の意見書を取得しております。

以 上